

宿 泊 約 款

■ 適用範囲

第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

■ 宿泊契約の申し込み

第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による。）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

■ 宿泊契約の成立等

第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

■ 申込金の支払いを要しないこととする特約

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期間を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

■ 施設における感染防止対策への協力の求め

第 4 条の 2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

■ 宿泊契約の締結の拒否

第 5 条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第 5 条に掲げる場合 以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の 患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法 律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれ のある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊客又は利用客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(千代田区旅館業法施行条例第 6 条の規定に該当するとき。)

■ 宿泊契約締結の拒否の説明

第 5 条の 2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます

■ 宿泊客の契約解除権

第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告

知したときに限ります。

3 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

■ 当ホテルの契約解除権

第 7 条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、他の宿泊客又は利用客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（千代田区旅館業法施行条例第 6 条の規定に該当するとき。）
- (3) 指定場所以外でのたばこ、消防用設備等に対するいたずらその他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- (4) この約款又は当ホテルが定める利用規約に違反したとき。
- (5) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
- (7) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- (8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った場合には第 18 条の規定に従い、当該宿泊客は当ホテルに対し、その他損害を賠償していただきます。

■ 宿泊契約解除の説明

第 7 条の 2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテル(館)が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

■ 宿泊の登録

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

■ 客室の使用時間

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 2 時から翌日正午 12 時までとします。ただし、連続で宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 時間延長は 1 時間毎にシングル 1,000 円 ダブル・ツイン 1,500 円
- (2) 18 時以降は一泊料金

■ 利用規則の遵守

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

■ 営業時間

第 11 条 当ホテル施設の営業時間は次のとおりです。

- (1) フロントサービス時間
 - イ 門限はございません。
 - ロ フロントは 24 時間対応いたします。
- (2) レストラン ポータルカフェ(2F) サービス時間：7：00～23：00

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

■ 料金の支払い

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

■ 当ホテルの責任

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでない場合及び当ホテルの利用規則においてあらかじめ当ホテルが責任を負わない旨明示している事由による場合は、この限りではありません。

2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

■ 契約した客室の提供ができなくなったときの取扱い

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

■ 寄託物等の取扱い

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

■ 宿泊客の金品又は貴重品の保管

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の金品又は貴重品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前 2 項の場合における宿泊客の金品又は貴重品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

■ 免責事項

第 17 条 当ホテル内からのコンピューター通信（インターネット接続等をいいます）のご利用に当たりましては、利用者ご自身の責任にて行うものとしたします。コンピューター通信の結果利用者がいかなる損害を受けた場合におかれましても、当ホテルは、一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用にあたり当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に、毀損等の損害が生じたときは、その損害を賠償していただきます。

■ 宿泊客の責任

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

		内訳
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料）
	追加料金	②飲食料（又は追加飲食料）及びその他の利用料金
	税金	イ、消費税 ロ、宿泊税

備考 イ、は、室料及び食事・その他すべてのご利用料金に消費税がかかります。

ロ、は、室料に対して次の金額がかかります。

- ・税額は1人1泊。
- ・宿泊料金 10,000 円未満は、課税されません。
 10,000 円以上 15,000 円未満は、100 円。
 15,000 円以上は、200 円。

別表第2 違約金（第6条2項関係）

契約解除の通知をうけた日 契約申込人数		不泊	当日	前日	2日～ 9日前	10日～ 20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%		
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

（注）1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

■ 支配する国語

第19条 本約款は日本語とその他4ヵ国語で作成されていますが、日本文との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本文によるものとします。

利用規則

ホテルの公共性と安全性を確保するため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第 10 条にもとづき次の規則をおまもりいただくことになっております。

この規則で禁じられた事項をおまもりいただけないときは、宿泊約款第 7 条により宿泊を解除することがあります。

■ レム・レムプラス利用規則

1. ご到着後直ちに客室入口ドアの裏側に提示してある避難経路図及び各階の非常口をご確認ください。
2. 廊下及び客室内で暖房用、炊事用などの火器をご使用にならないでください。
3. 指定の場所以外で喫煙をなさらないでください。
4. 寝巻き、スリッパで廊下、ロビー等客室以外のホテル内各施設のご利用は、ご遠慮くださいますよう、特にお願い申し上げます。
5. 高声放歌や喧騒な行為その他他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりするようなことは、なさらないでください。
6. 下記の物品を廊下及び客室内にお持込になることは、お断りさせていただきます。
 - (1) 動物、鳥類などのペット類。
 - (2) 著しく悪臭を発するもの。
 - (3) 著しく多量な物品。
 - (4) 火薬や揮発油など、発火或いは引火しやすいもの。
 - (5) 適法に所持許可されていない銃砲、刀剣類。
7. 廊下及び客室内で、とばく及び風紀をみだすような行為はなさらないでください。
8. みだりに外来者を客室内に引き入れたり、客室内及び館内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらないでください。訪問客とのご用談はロビーをご利用ください。
9. 客室やロビー、レストランを事務所、営業所がわりに使用なさらないでください。
10. 廊下及び客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないでください。
11. 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりなさらないでください。
12. ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付け、現状を変更するような加工をなさらないでください。
13. 不可抗力以外の理由により建造物、備品その他の物品を損傷、汚染或いは紛失させた場合については、実費を申し受けます。
14. ホテル外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないでください。
15. ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないでください。

16. 廊下やロビーなどに所持品を放置なさないでください。
17. ホテル外から飲食物等のご注文はなさないでください。
18. お会計はご到着時に前会計にてお願いいたします。
19. 小切手によるお支払い及び両替は固くお断りさせていただきます。
20. ご予定の宿泊日数を変更なされる場合は、フロントに予めご連絡ください。
延長なされる場合は、延長以前のお勘定と延長される宿泊代をお支払いください。
21. 現金、貴重品などについては客室内セーフティーボックスにてご自身で管理をお願いいたします。
22. 現金、貴重品を除くお預かり品の保管期限は、特に指定のない限り、お預かりの日より下記の通りとさせていただきます。
お忘れ物、落としもの……………3ヶ月
※但し、当ホテルが飲食物と判断した物品に関しましては翌日処分をいたします。

■ セーフティーボックス取扱規定

1. 本規定の適用
宿泊者のセーフティーボックス利用については、本規定を適用するものとします。
2. セーフティーボックス利用契約の性質
セーフティーボックス利用契約の性質は、当ホテルによって規定された特定のセーフティーボックスの使用貸借であって、セーフティーボックスを利用する宿泊者(以下「利用客」)がセーフティーボックスに格納しようとする物についてその保管を約するものではありません。また、当ホテルは、セーフティーボックス内の格納物についての一切の損害について責任を負いません。
3. 利用期間
セーフティーボックスの利用期間は、利用客が宿泊登録後からチェックアウト時までとします。
4. セーフティーボックスの開閉
セーフティーボックスの開閉は、利用客がセーフティーボックスの取り扱い説明をご確認のうえ利用客が行うものとします。
5. 暗証番号の記憶忘れ・セーフティーボックスの毀損
 - (1) 暗証番号の記憶忘れ又はセーフティーボックスが毀損した場合、当ホテルの係員に直ちに申し出てください。
セーフティーボックスの開閉は、当ホテルの係員又はその指定する者によって開錠する場合があります。
 - (2) セーフティーボックスを毀損し、開錠不能になった場合には、セーフティーボックスの開錠のために生じた損傷の回復に要する費用を申し受けます。

- (3) 毀損したセーフティーボックスの使用によって生じた損害について、当ホテルは一切責任を負いません。

6. 明け渡し

- (1) 利用客がセーフティーボックス内の格納品を取り出さずに当ホテルを出発した場合、当ホテルが相当と認める方法で金庫を開き、格納品を別途管理し、又は利用客がその所有権を破棄したものとみなして、これを任意方法、価格で売却し、売却が困難な場合には破棄することができるものとし、利用客は、当ホテルが行うこれらの処分について一切異議を述べないものとします。
- (2) 前項の処分に要する費用(セーフティーボックスを開く際に公証人その他の立会いを求めた費用含)は、利用客の負担とします。

7. セーフティーボックスの修繕

セーフティーボックスの修繕その他やむを得ない事情により、当ホテルがセーフティーボックスの明け渡し又は区画変更を求めたときは、利用客は直ちにこれに応じてください。

8. 緊急措置

法令の定めるところにより、セーフティーボックスの開庫を求められたとき又は火災や格納品が当ホテルに損害を及ぼす等緊急の場合には、当ホテルが相当と認める方法でセーフティーボックスを開き、その最良で適切な措置を取ることが出来ます。このために利用客に生じた損害について、当ホテルは一切責任を負いません。

9. 損害賠償

- (1) 火災、地震その他当ホテルの責めによらない事由により、セーフティーボックスの開庫に応じられなかったために生じた損害及びこれらの事由による格納品の滅失変質等の損害について、当ホテルは責任を負いません。
- (2) 利用客の格納に起因して当ホテル又は第三者が損害を受けたときは、利用客はその損害を賠償しなければなりません。